

第6章

計画の推進体制

第6章 計画の推進体制

1 地域全体で取り組む子育て支援

計画を効果的に推進していくためには、行政だけの取り組みだけでは十分ではありません。

家庭や地域、企業、学校などの社会全体がそれぞれの役割を果たすとともに、相互に交流・連携、協働を図りながら、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに成長し、子どもを持ちたい人が安心して子どもを産み、子育てが楽しくできるように、一体となって取り組むことが必要です。

(1) 家庭の役割

家庭は子どもにとって、基本的な生活習慣、他人に対する思いやり、社会的な礼儀作法、善悪の判断能力などのしつけを行う重要な役割があります。

特に親は、子育ての基本は家庭にあることを十分自覚し、家庭において助け合いながら男性と女性がともに家事や育児に参加し、親として求められる優しさと厳しさを持って子育てをすることが必要です。

(2) 地域の役割

町民一人一人が子どもや子育てへの関心を持ち、地域社会の中での積極的な子育て参加を推進します。

また、住民と行政との協働による施策の推進を図るため、自治会や住民団体等との連携の強化を図り、近所が互いに助け合い、地域ぐるみで子育てを支援するという風土を築きます。

(3) 企業の役割

企業や商工会との連携を促進し、企業が子育て支援に取り組み、仕事と家庭生活を両立できるよう、育児休業制度の定着、労働時間の短縮や弾力化と妊産婦の健康管理など、就労に関する環境の整備を啓発します。

(4) 関係機関の役割

本計画の実現を目指し、地域や企業の理解のもと国・県、他市町村、関係機関と連携を図り、情報提供やイベントの共同開催など効果的な子育て支援を行います。

2 計画の進行管理

本計画の進行状況の管理及び実施状況の点検評価については、「保健医療福祉推進委員会」、「子育て応援プロジェクト会議」において事業の実施状況並びに進捗状況を確認、評価・今後の対策を講じていきます。